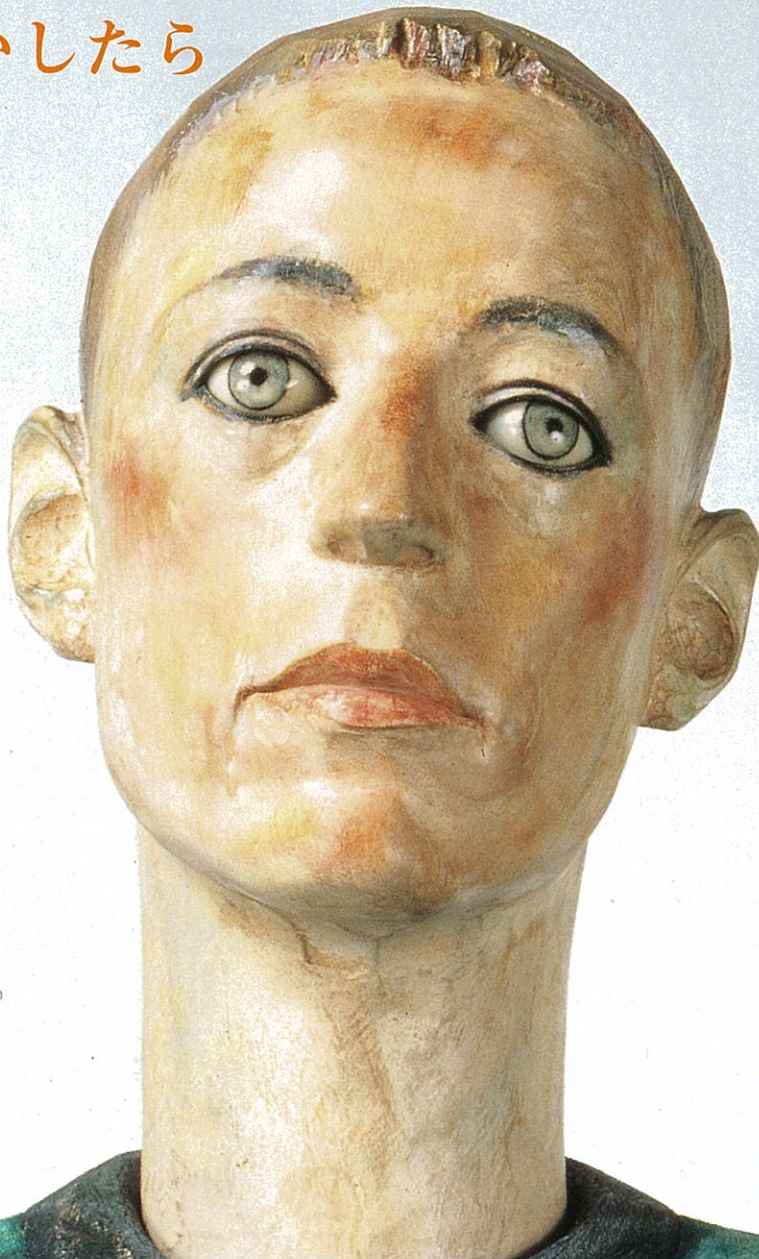


許さない、障害者への

人権侵害!

あなたの支援は
もしかしたら
虐待?



知的障害者の調査に施設職員ら
「意地悪した」44%

「悪質な人権侵犯」
法務局、異例の刑事告発

職員が知的障害者虐待
法務局と人権侵害で調査

もの言えぬひと
訴えられぬひとでも、
同じかなしみ
同じ痛みがあるのに

「あなたの施設」・「あなたの支援」は大丈夫？

福祉施設などの現場における利用者への虐待が、人権侵害として社会問題になっています。以下の行為は障害者への人権侵害にあたると思われます。

日々、行なわれている「あなたの施設」の「あなたの支援」に、体罰や愛のムチ、あるいはしつけや訓練などと名を変えたこれらの行為が含まれてはいませんか？そして、それらは本人のため、あるいは支援者が熱心なあまりと正当化されてはいませんか？あなたの施設の日ごろの支援、あなた自身の支援を今一度見直してみましょう。

◇ 身体的虐待 ～あらゆる直接的な身体的暴力を指します。

- ・たたく・なぐる・蹴る・押し倒す・引きずるなど身体に対しての暴力的な行為または暴行、一室に閉じ込めたり、しばるなどして身体を拘束する、食事を抜く、食べられないものを無理に食べさせたり、飲ませたりする、熱湯をかける、たばこを押しつける、その他これらに類する行為。（これらを、助けなかったり、止めなかった側も虐待と見なされる場合があります。）

◇ 性的虐待 ～障害者への性的行為の強要を指します。非接触的なものも含まれます。

- ・性的行為、性交の強要、性的暴行など。
- ・ポルノビデオやポルノ雑誌を見るよう強いる。
- ・入浴やトイレなどを覗き見する。

◇ ネグレクト ～保護の怠慢や拒否により心身の健康状態や安全を損なうことを指します。

- ・訴えや思いを無視したり、拒否的な態度をとる。
- ・保護の怠慢や無関心が原因でケガをさせる。
- ・病気やケガをしても病院につれていかない。
- ・汚れた衣服を取り替えないなど、不潔なままにする。
- ・適切な食事・衣服・住まいなどを提供しない。

◇ 心理的虐待 ～暴言や差別などで心理的外傷を与えることを指します。

- ・「してあげない」「させない」など言葉による脅かしや脅迫で不安・不快感をあおる。
- ・心を傷つけるような侮蔑的なことを繰り返す。
- ・子ども扱いや、弱点をからかうなど、自尊心を傷つける言動など。
- ・障害の程度などにより差別をする。

◇ 経済的虐待 ～経済的な搾取や、不当労働行為をさせることを指します。

- ・賃金等を不当に安くする。
- ・年金・預金を本人のため以外のことに使ってしまう。

消えることが無い記憶…

改善・防止に向けて、今すぐの取組みを！

虐待・人権侵害は犯罪に当たる、という明確な意識を持つことが大切です。一人ひとりの支援者が、絶対に行なわない・許さない！と決意し、改善・防止に向けて、今すぐに取り組みを開始しましょう。

○ 地方会としてこんな取組みをしています。

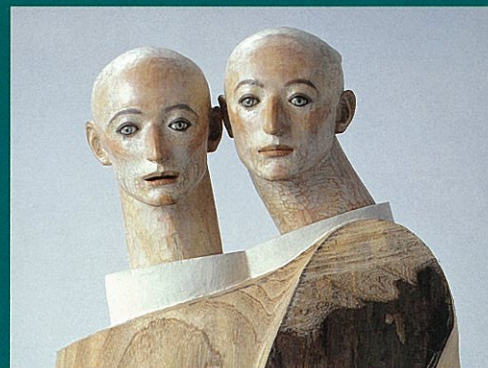
- ・「人権侵害ゼロの誓い」に署名し、掲示する（北海道）
「倫理綱領」「職員行動規範」を遵守して体罰、虐待などの人権侵害を行わないことを心に誓い、そのことを利用者や家族と約束するために施設ごとに職員一人ひとりが署名・捺印を行い、園内に掲示しています。
- ・人権侵害に関する調査の実施とQ & A集などの発刊（宮城県・岡山県・鹿児島県）
職員の人権意識に関するアンケート調査を実施し、支援スタッフなどによる集計作業を通して分析・考察を行い、虐待を防止するための具体的な支援方法やQ & A、行動基準などを内容とした冊子を発刊しています。

○ 施設としてこんな取組みがあります。

- ・就業規則に虐待にかかる懲戒事項を規定
就業規則の懲戒事項に、「一、施設利用者に虐待やセクシュアルハラスメントが行われたとき及び倫理行動規範に反する行為が見られたとき」「二、上記の行為を知りながら、上司に報告をするなどの適切な処置を怠ったとき」と規定しています。
- ・倫理綱領の読み合わせや掲示
朝の打合せや職員会議のはじめに、倫理綱領を全員で読み合わせている施設や、廊下・集会室などに掲示し、つねに意識するようにしている施設があります。

○ 施設の苦情解決システムは、十分に機能していますか？

苦情解決システムを十分に機能させ、利用者やその家族の声を吸い上げ、耳を傾けることに努め、誠実に真摯に解決を図ることに努めて行きましょう。同時に、何でも言い合える風通しのよい組織作り、人間関係作りを進め、みんなで支え合う体制を作りましょう。



支えられた記憶…

良き支援者・善き仲間であることを目指そう

自ら訴えられない、反論・反発のすべを持たない、あるいは重い障害ゆえに行き場を持たないなど弱い立場にある知的障害者に対しての人権侵害は、支援者として、また人として絶対に許されないことです。倫理綱領や職員行動規範を今一度ここに刻み、良き支援者ひいては善き仲間であることに努力して行きましょう。

倫 理 綱 領

財団法人 日本知的障害福祉協会

前 文

知的障害のある人たちが、人間としての尊厳が守られ、豊かな人生を自己実現できるように支援することが、私たちの責務です。そのため、私たちは支援者のひとりとして、確固たる倫理観をもって、その専門的役割を自覚し、自らの使命を果たさなければなりません。ここに倫理綱領を定め、私たちの規範とします。

1. 生命の尊厳

私たちは、知的障害のある人たちの一人ひとりを、かけがえのない存在として大切にします。

2. 個人の尊厳

私たちは、知的障害のある人たちの、ひとりの人間としての個性、主体性、可能性を尊びます。

3. 人権の擁護

私たちは、知的障害のある人たちに対する、いかなる差別、虐待、人権侵害も許さず、人としての権利を擁護します。

4. 社会への参加

私たちは、知的障害のある人たちが、年齢、障害の状態などにかかわらず、社会を構成する一員としての市民生活が送れるよう支援します。

5. 専門的な支援

私たちは、自らの専門的役割と使命を自覚し、絶えず研鑽を重ね、知的障害のある人たちの一人ひとりが豊かな生活を実感し、充実した人生が送れるよう支援し続けます。

○日本知的障害者福祉協会としての活動

福祉協会では、平成9年に「倫理綱領」を作成し、平成11年には倫理綱領を基に職員一人ひとりが人権擁護のあり方を熟知し実践していただけるモデルとして「知的障害施設職員行動規範」を作成いたしました。さらに平成15年には、現場の職員の方々から寄せられる様々な質問に答えるために、「Q&A集」を作成しました。

また、このたび福祉協会の会員施設等の責務・処分等に関する「会員準則」を新たに制定し、人権侵害等の未然防止に努めています。

作品 舟越 桂

「かたい布はときどき話す」1988（表紙）

名古屋市美術館蔵

写真 高田勇三

「支えられた記憶」2000-01

金沢21世紀美術館蔵

写真 内田良孝

写真提供 西村画廊

財団法人 日本知的障害者福祉協会
人権・倫理／危機管理合同委員会
(平成17年6月)

〒105-0013

東京都港区浜松町2-7-19秀和第2浜松町ビル6階

TEL 03-3438-0466 FAX 03-3431-1803